

配布資料

令和4年8月26日
危機対策課長 南
外線：225-1480（内4280）

令和4年8月3日からの大雨による災害にかかる 被災者生活再建支援法の適用について（小松市）

令和4年8月3日からの大雨により、生活基盤に著しい被害を受けた住民の生活の再建を支援するため、被災者生活再建支援法を以下のとおり適用することを決定しました。

記

1 適用市町
小松市

2 適用日
令和4年8月26日（金）

（参考）

適用基準

被災者生活再建支援法施行令第1条第1号

災害救助法施行令第1条第1項第1号に該当する被害が発生した市町村に該当

※小松市の人口は106,216人（令和2年国勢調査による）であり、

人口10万人以上、30万人未満であることから滅失100世帯以上で該当

（「滅失1世帯」＝全壊1世帯＝半壊2世帯＝床上浸水3世帯）

小松市の住宅被害

全壊5世帯以上、半壊150世帯以上、床上浸水65世帯以上

※住宅被害数は令和4年8月26日（金）8時30分現在のものであり、今後の調査によって変動することがあります。

被災者生活再建支援法による支援

住宅が全壊した世帯、大規模半壊および中規模半壊した世帯等に対し、被災者生活再建支援金が住宅の再建方法等に応じて公益財団法人都道府県センターから支給されます。